

平成28年
6月定例議会
提出議案
(7月12日追加提案分)

主要事項説明書

 福知山市

◆ 条例関連議案

1 福知山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（一部改正） 【資産活用課】

1 改正の理由

指定管理者が管理の業務を行う公の施設について、市長による管理の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

- (1) 市長が、次のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは施設の管理を自ら行うこととした。 (第7条第1項関係)
 - ア 現に指定を受けている法人その他の団体がいないとき。
 - イ 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - ウ 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。
- (2) 市長は、(1)の場合において、管理の業務を行うとき、又は現に行っているその管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示することとした。 (第7条第2項関係)
- (3) 市長は、(1)のときにおいて、管理の業務を行う施設の使用について、その施設の条例に定める利用料金の額の範囲内において、市長が定める額の使用料を徴収することができることとした。 (第7条第3項関係)
- (4) (3)の使用料の還付、減額又は免除については、その施設の条例の規定の例によることとした。 (第7条第4項関係)

3 施行期日 公布の日